

パブリックコメント募集について

以下条例の改正について検討するにあたり、パブリックコメントを募集します。

1. 条例名

恵那市分担金等徴収条例の一部を改正する条例（案）

2. 改正の概要

急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担は、合併協議会の定めにより、協力金として総事業費の2%を徴収しています。今回条例に明文化し、わかりやすく市民の皆様にご理解いただくため、恵那市分担金等徴収条例に急傾斜地崩壊対策事業を追加します。

参考 急傾斜地崩壊対策事業とは

人家及び公共施設等に隣接する急斜面又は崖地を対象に崩壊対策工事を行う事業で、県施工事業及び市施工事業があります。

- ① 県施工（公共事業） 人家が10戸以上あり、高さ10m以上の崖で事業費70,000千円以上の箇所。
- ② 市施工（県単事業） 人家が5戸以上あり、高さ5m以上の箇所。
- ③ 受益者負担 本事業では、県施工、市施工いずれも現在は協力金（総事業費の2%）を徴収。

3. 条例改正の内容

- ・恵那市分担金等徴収条例の対象事業に急傾斜地崩壊対策事業を追加する。
- ・分担金の額は、当事業に要する総事業費の2%の額とする。

4. 募集期間

令和3年1月4日（月曜日）から令和3年2月3日（水曜日）まで

5. 提出方法

様式は任意です。

- （1）表題「市分担金徴収条例（案）」
- （2）住所
- （3）氏名
- （4）電話番号
- （5）意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクスで提出してください。

- ・直接持参 建設課（本庁舎2階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）建設課
- ・ファクス 0573-26-7292